

第8次群馬県保健医療計画の変更（案）の概要

群馬県健康福祉部医務課

1 計画変更の趣旨

- ・ 県民が将来にわたり良質かつ適切な医療を効率的・継続的に受けられる体制を確保するため、第8次群馬県保健医療計画（平成30年3月策定、計画期間6年間）を推進しているところ。
- ・ 医療法では、医療計画のうち「在宅医療」「医師確保」「外来医療」について、必要があるときは、3年ごとに変更するものとしている。
- ・ 令和3年度から新たに第8期高齢者保健福祉計画が始まることから、当該計画に係る保健医療計画の「在宅医療」に関する部分の取組、数値目標及び指標について所要の変更を行う。
- ・ なお、「医師確保」「外来医療」は、令和元年度に医療法改正に伴う策定及び変更を行ったことから今年度は変更しない。

2 計画の位置付け

- ・ 医療法第30条の4に基づく都道府県計画
- ・ 群馬県における医療分野の最上位計画

3 計画の期間

- ・ 変更なし（平成30年度～令和5年度までの6年間）

4 変更（案）の構成

- ・ 計画のうち、第4章 疾病事業ごとの医療連携体制の構築の一部を変更。

構成	項目	変更事項（主な内容）
第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築	・ 在宅医療の医療連携体制構築の取組	・ 現状と課題 ・ 具体的施策 ・ 数値目標 等
	・ がんの医療連携体制構築の取組 ・ へき地医療の医療連携体制構築の取組	・ 数値目標
	・ 別冊Ⅰ 指標一覧	・ 指標

5 「在宅医療の医療連携体制構築の取組」に係る変更概要について

（1）訪問歯科診療に係る体制整備の更なる推進

訪問歯科診療を実施している歯科診療所数の増加を図ることに加え、口腔ケアの重要性を踏まえ、訪問口腔衛生指導など口腔ケア事業の充実について記載。

(2) 災害や感染症発生時にも対応した在宅医療の体制整備

近年の災害発生状況や感染症の流行等を踏まえ、計画に災害・感染症発生時における在宅医療の体制整備や支援・応援体制の構築等について記載。

(3) 「人生会議」の県民への浸透

「アドバンス・ケア・プランニング」（人生の最終段階において自らが望む医療やケアについて、前もって考え繰り返し話し合い共有する取組）について、より一層推進する観点から、国が新たに定めた愛称「人生会議」により浸透を図ることを記載。

(4) 医療・介護などの一層の連携推進

小児在宅医療や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど、多様な県民ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備について記載。

また、情報通信技術の進展を踏まえ、より効果的・効率的な在宅医療、医療介護連携を進めるため、事業例に「ICTを活用した在宅医療・介護連携推進」を追加する。

6 数値目標の変更概要について

(1) 在宅医療の医療連携体制構築の取組

計画終了年である令和5年度までの新たな数値目標を設定。

(2) がんの医療連携体制構築の取組

群馬大学医学部附属病院が、がん診療連携拠点病院となったことに伴う変更。

[変更前]「がん看護専門看護師を1名以上配置するがん診療連携中核病院、群馬県がん診療連携推進病院数」

[変更後]「がん看護専門看護師を1名以上配置するがん診療連携拠点病院、群馬県がん診療連携推進病院数」

(3) へき地医療の医療連携体制構築の取組

現状を踏まえ、施策の達成状況を検証する上でより適切な数値目標へ変更。

[変更前]へき地診療所における訪問診療、往診の実施回数

[変更後]へき地診療所における通院から訪問診療への切り替え患者の応需率

7 指標の変更概要について

国から示されている現状の把握や課題を抽出するための指標例が見直されたことに伴い、本県の実情に合わせ医療計画で定める指標を変更。